

公表対象物一覧表

※火災が発生した場合に、危険な状態にある防火対象物について公表します。

- ・屋内消火栓設備が設置されていないことにより初期消火が実施できず、延焼拡大するおそれがあります。
- ・スプリンクラー設備が設置されていないことにより初期消火が行われず、延焼拡大するおそれがあります。
- ・自動火災報知設備が設置されていないことにより火災の発見が遅れ、初期消火及び避難に影響が生じるおそれがあります。

防火対象物の名称	防火対象物の所在地	違反の内容		その他消防長が必要と認める事項	
		違反指摘事項	根拠法令	公表日	その他
リサイクルセンター 肥前屋	松浦市御厨町大崎免 956番地	自動火災報知設備未設置	法第17条第1項	令和3年4月9日	